2　前項第一号から第五号までに定める一般廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。ただし、非常災害のために必要な応急措置として第二条の三第一号の規定による市町村の委託を受けて処分する一般廃棄物であって、処分されるまでの間において、他の一般廃棄物と分別されたものについては、この限りでない。

附　則

この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第十二条の七の十六の改正規定は、公布の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第二十一号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会個人情報管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十一月二十四日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

国家公安委員会個人情報管理規則の一部を改正する規則

国家公安委員会個人情報管理規則（平成十七年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「範囲」の下に「及び当該権限の内容」を加える。

第八条の見出しを「（事故発生時等の措置）」に改め、同条第二項中「再発」を「発生又は再発の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「漏えいその他保有個人情報の管理に係る事故が発生したときは」を「前項の報告を受けたときは」に、「事故の」を「その」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

警察庁職員は、漏えいその他保有個人情報の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちにその旨を総括個人情報管理者に報告するものとする。

附　則

この規則は、平成二十七年十二月一日から施行する。